

## 大川学園高等学校学校評価制度実施規程

## 大川学園高等専修学校学校評価制度実施規定

### (目的)

第1条 この規程は、大川学園高等学校（以下「本校」という。）の教育活動その他の本校運営について、目標を設定し、その達成状況や取組の適切さを評価することにより、本校として組織的・継続的な改善を図る。また、本校がその結果を公表・説明することにより適切に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。さらに、学校評価の結果に応じて本校に対する支援や条件整備の改善措置を講じることにより一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。

### (自己評価委員会)

第2条 自己評価委員会は、本校の校長及び次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教頭

(2) 事務長

(3) その他委員長が必要と認めた教職員

2 自己評価委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

3 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 自己評価委員会は委員長が招集し、当該委員長が議長となる。

5 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (学校関係者評価委員会)

第3条 学校関係者評価委員会は、本校の校長及び校長から委嘱を受けた次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本校の後援会会長

(2) 本校の同窓会会長

(3) 本校の住所地の自治会長

(4) 校長が推薦する専門学校又は中学校・高等学校の校長又は教頭

(5) 本校の教頭

(6) 本校の事務長

2 学校関係者評価委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

3 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

- 4 学校関係者評価委員会は委員長が招集し、当該委員長が議長となる。
- 5 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(自己評価委員会の所管事項)

第4条 自己評価委員会は、次に掲げる事項を扱うものとする。

- (1) 自己評価の実施に関する事項
- (2) 自己評価の報告書の作成並びに公表に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

(学校関係者評価委員会の委員の意見)

第5条 学校関係者評価委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるができる。

- (1) 学校運営や教育活動に関する事項
- (2) 開かれた学校づくりの推進に関する事項
- (3) 学校、家庭、地域社会の連携に関する事項
- (4) 学生の進路実現及び部活動の振興に関する事項
- (5) その他、校長が必要と認めた事項

(自己評価委員会の委員の任期)

第6条 自己評価委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日とし、再任は妨げない。

(学校関係者評価委員会の委員の任期)

第7条 学校関係者評価委員会の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。なお、再任は妨げない。

2 委員が欠けたときは、速やかに新たな委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(公表)

第8条 本校は、第4条に規定する自己評価及び第5条に規定する意見を整理して報告書を作成し、当該報告書を公表するものとする。

(日当及び旅費)

第9条 学校関係評価委員には、日当及び旅費は支給しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、学校評価制度に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。